

## 飯田市建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領

6 飯財第 474 号  
令和 7 年 3 月 13 日

### (趣旨)

第 1 この要領は、長野県建設工事標準請負契約約款第 10 条第 3 項に基づく現場代理人の常駐義務緩和の要件及び事務処理について定めるものとする。

#### (現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第 2 全ての工事において、現場代理人の常駐義務を緩和できる期間は次のとおりとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間(検査日含む)も常駐を要しない)

2 次の要件をすべて満たす工事は、第 2 第 1 項に掲げる期間以外においても、常駐義務を緩和できる。

- (1) 工事等の請負金額は主任技術者の専任を必要としない金額であること。(当初契約額 4,500 万円未満(建築一式工事は 9,000 万円未満))
- (2) 連絡体制として、現場連絡員を配置すること。
- (3) 次に掲げる工事でないこと。
  - (ア) 交通量 10,000 台/日以上の片側通行規制工事
  - (イ) 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
  - (ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れなどから常駐義務を緩和することを認めることが適当でないと発注者が判断した工事

#### (現場代理人の兼務)

第 3 発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、他の工事の現場代理人又は技術者等と兼務可能と判断した工事等については、兼務を認める。

#### (現場代理人の兼務が可能となる工事等)

第 4 次の条件を全て満たす工事等のうち、発注者が兼務可能と判断したものを対象とする。ただし、第 2 第 2 項(3)に掲げる工事は兼務を認めない。なお、第 2 による常駐義務を緩和された工事は、兼務にあたらないものとする。

- (1) 市発注工事等の間で認める。ただし、国、県又は町村の工事等(以下、「県工事等」という。)において、当該発注者が兼務を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼務可能な工事等の数は、2 件までとする。主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、主任技術者として兼務する工事等の数も 2 件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2 件とも第 2 第 2 号(1)を満たすものとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和 7 年 1 月 28 日国不建技第 147 号)三(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例③に該当し主任技術者が兼務可能な工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2 件とも飯田市及び下伊那郡内に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼務する市発注工事等の現場には現場連絡員を配置する。

#### (現場代理人の兼務の条件)

第 5 現場代理人の兼務を認める条件は以下のとおりとする。

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること

- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに現場連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は現場連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼務届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は 兼務の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに 常駐の現場代理人を配置すること。
- (7) 配置する現場連絡員は、元請の社員(直接的な雇用があること。雇用形態、雇用期間は問わない。)で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない現場連絡員を配置すること。

(留意事項)

第6 兼務が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」 欄に記載されている機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

(事務手続き)

第7 第2(2)(3)による現場代理人の常駐義務を緩和する場合は、発注者と受注者が 協議のうえ常駐期間を明確にする。

2 第2による現場代理人の常駐義務を緩和する場合は、現場連絡員配置届(様式2)を発注者へ提出する。

3 現場代理人の兼務に関する手続きは以下のとおりとする。

(1) 兼務届の提出

ア 市発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼務届(飯田市発注工事間の兼務)(様式1)及び現場連絡員配置届(様式2)を発注者へ提出する。

イ 県工事等との兼務の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ、現場代理人兼務届(県工事等との兼務)(様式1-2)及び現場連絡員配置届(様式2)を発注者へ提出する。

ウ 現場代理人兼務届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

(2) 発注者による審査

ア 発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼務の可否について判断する。

イ 兼務を認める場合は、提出書類を受理する旨を電話等により受注者に伝える。兼務を認めない場合は、兼務届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

(参考)

以下の法規等は通知日時点のものです。最新の法規等を確認してください。

監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日国不建技第147号）

三(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

1)工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

2)1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

3)1)及び2)の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

労働安全衛生規則〔昭和四十七年九月三十日号外労働省令第三十二号〕

第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の二の場所において行われるものに限る。）

三 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）

四 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事

五 圧気工法による作業を行う仕事

五の二 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

五の三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

五の四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

労働安全衛生規則別表第7 「機械等の種類」 の例

型枠支保工(3.5m以上)、架設通路(10m以上)、つり足場、張出し足場、足場(高さ10m以上) 等